

柑洋苑 基本サービス利用料金

令和3年8月1日現在

(以下の表は利用者負担割合 1割で計算しています)  
 (以下の表には 看護体制 日常生活継続支援 夜勤職員配置 介護職員処遇改善 介護職員特定処遇改善の各加算が含まれています)

要介護度	施設サービス費	段階	食費	居住費	1日あたり合計	月額 (30日)
要介護 1	573円	第1段階	300円	0円	1,007円	30,210円
		第2段階	390円	370円	1,467円	44,010円
		第3段階①	650円	370円	1,727円	51,810円
		第3段階②	1,360円	370円	2,437円	73,110円
		第4段階	1,445円	855円	3,007円	90,210円
要介護 2	641円	第1段階	300円	0円	1,083円	32,490円
		第2段階	390円	370円	1,543円	46,290円
		第3段階①	650円	370円	1,803円	54,090円
		第3段階②	1,360円	370円	2,513円	75,390円
		第4段階	1,445円	855円	3,083円	92,490円
要介護 3	712円	第1段階	300円	0円	1,161円	34,830円
		第2段階	390円	370円	1,621円	48,630円
		第3段階①	650円	370円	1,881円	56,430円
		第3段階②	1,360円	370円	2,591円	77,730円
		第4段階	1,445円	855円	3,161円	94,830円
要介護 4	780円	第1段階	300円	0円	1,237円	37,110円
		第2段階	390円	370円	1,697円	50,910円
		第3段階①	650円	370円	1,957円	58,710円
		第3段階②	1,360円	370円	2,667円	80,010円
		第4段階	1,445円	855円	3,237円	97,110円
		第1段階	300円	0円	1,312円	39,360円
		第2段階	390円	370円	1,772円	53,160円

要介護 5	847円	第3段階①	650円	370円	2,032円	60,960円
		第3段階②	1,360円	370円	2,742円	82,260円
		第4段階	1,445円	855円	3,312円	99,360円

柑洋苑 ショートステイ 基本サービス利用料金

令和3年8月1日現在

要介護度	施設サービス費	段階	食費	居住費	食費
要介護 1	596円	第1段階	300円	0円	1日の食事料
		第2段階	600円	370円	朝食 290円
		第3段階①	1,000円	370円	昼食 635円
		第3段階②	1,300円	370円	
		第4段階	1,445円	855円	夕食 520円
要介護 2	665円	第1段階	300円	0円	1日の食費は利用された朝食・昼食・夕食の食事料の合計額となります。
		第2段階	600円	370円	
		第3段階①	1,000円	370円	
		第3段階②	1,300円	370円	
		第4段階	1,445円	855円	
要介護 3	737円	第1段階	300円	0円	また1日の食費が利用者様の負担限度額以内利用された朝食・昼食・夕食の食事料の合食費になります。
		第2段階	600円	370円	
		第3段階①	1,000円	370円	
		第3段階②	1,300円	370円	
		第4段階	1,445円	855円	
要介護 4	806円	第1段階	300円	0円	
		第2段階	600円	370円	
		第3段階①	1,000円	370円	

		第3段階②	1,300円	370円	
		第4段階	1,445円	855円	
要介護 5	874円	第1段階	300円	0円	
		第2段階	600円	370円	
		第3段階①	1,000円	370円	
		第3段階②	1,300円	370円	
		第4段階	1,445円	855円	

## 利用者負担段階と負担限度額について

介護保険法の制度改正により、介護保険施設の食事の基準費用額とその要件が見直され、令和3年8月1日から施行されました

### 利用者負担段階とその要件

令和3年8月1日

負担段階	対象者の要件	居住費	施設食費	短期食費
第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方。生活保護等を受給されている方。	0円	300円	300円
第2段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、預貯金が単身で650万円、夫婦で1650万円以下であって、年金収入等の合計が年間80万円以下の方。	370円	390円	600円
第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、貯金が単身で550万円、夫婦で1550万円以下であって、年金収入等の合計が年間80万円超120万円以下の方。	370円	650円	1000円
第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、貯金が単身で500万円、夫婦で1500万円以下であって、年金収入等の合計が年間120万円超の方。	370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記の要件に当てはまらない方。	855円	1,445円	1,445円